

日本法育学会規約 The Legal Mind Education Of Japan

(目的)

第 1 条 本会は、我が国における法育の必要性に鑑み、法の理念や考え方等を通して、論理的思考力を拡張するとともに、主体的に行動する人間を育成し、もって、一人ひとりが大切にされる社会の形成に資することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本会の名称は、「日本法育学会」The Legal Mind Education Of Japan と称する。

(意義)

第 3 条 法育とは、法の理念や考え方等を通して、論理的思考力を拡張し、主体的に行動する人間を育成するための方策を考え実践する教育である。

(所在地)

第 4 条 本会の事務局を、千葉県我孫子市久寺家 451 中央学院大学法学部大久保輝研究室に置く。

(事業)

第 5 条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1、 法育に関する研究
- 2、 本会に関わる模擬裁判への協力・指導
- 3、 法育を普及するための事業
- 4、 法育に関する教材の開発
- 5、 研究紀要『日本法育研究』の発行
- 6、 その他、本会の目的を達成するために必要と思われる事項

(会員)

第 6 条 本会の目的に賛同し、理事会で認められた者は会員になることができる。会員は会費を納入する義務がある。

- ①一般会員は、研究会、勉強会、施設参観などに参加することができる。
- ②本会の趣旨を理解し支援する者を、特別会員、または、賛助会員とする。
- ③本会は、教育的観点から、学生会員を認める。学生会員は、18 歳以上の者とする。学生会員は、一般会員と同様の活動ができる。
- ④18 歳未満で入会を希望する者は、保護者の承諾書を必要とする。

(役員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- 1、 顧問
- 2、 名誉理事
- 3、 理事長
- 4、 理事
- 5、 会計
- 6、 監事

(役員の仕事)

第 8 条 役員の仕事は、次の通りとする。

- 1、 顧問は、本会のオブザーバーとして、運営内容についてアドバイスをする。
- 2、 理事長は、本会を総理して代表し、運営にあたる。
- 3、 理事は、率先して法育の普及に努める。
- 4、 会計は、本会の金銭出納を行う。
- 5、 監事は、会計の監査を行う。

(部会)

第 9 条 本会の組織は、以下のとおりである。

理事長を中心に、理事、事務局、教育研究部を置く。教育研究部は部会を持つ。それぞれの部会に長を置く。部会は、①教育部会②研究部会③出版部会の 3 部会である。
なお、会員は部会の枠に縛られることなく、自由に研究を進めることができる。

(会費)

第 10 条 1、本会の運営費にあてるため、会費を徴収する。

- | | |
|----------|------|
| 一般会員の年会費 | 5 千円 |
| 特別会員の年会費 | 1 万円 |
| 賛助会員の年会費 | 3 千円 |
| 学生会員の年会費 | 2 千円 |

2、研究会では、そのつど、資料代を申し受ける。

(入会規定)

第 11 条 本会への入会を希望する者は、理事長又は理事の 1 人以上の推薦があり、理事会で入会を承認された場合に認められる。

(研究紀要)

第 12 条 本会は、以下の要綱に従って、研究紀要を発行する。

- 1、研究紀要の名称は、『日本法育研究』と称する。
- 2、研究紀要は、年 1 回発行する。
- 3、研究紀要の編集は、出版部と理事が中心となって編集委員会を構成し、これを行う。

4、投稿の権利は、会員のみが有する。ただし、会員外でも、編集委員会が特に認めた者はこの限りではない。

5、投稿論文は、編集委員会において査読を行う。

6、その他、研究紀要発行のための細則については、編集委員会において定める。

(会計年度)

第 13 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間とする。

(謝金)

第 14 条 謝金を受け取った場合は、交通費を除く金額を運営費その他に充当する。運営費とは、通信費、HP ドメイン使用料、会場費、印刷代、出版費などを指す。

(行事)

第 15 条 行事とは、シンポジウム、講演会、研究大会などを指す。行事を行った場合、参加者から資料代を徴収し、会の運営費に充当する。

(規約改正)

第 16 条 本会規約は、理事会の 3 分の 2 以上の賛成をもって改正することができる。

附則 第 1 条 本会規約は、平成 26 年 4 月 1 日より適用する。

第 2 条 本会の役員ならびに顧問は、次の会員とする。

【役員】(50 音順)

顧問 小川 哲生

名誉理事 木谷 明

名誉理事 押田 茂實

名誉理事 三井 誠

名誉理事 福田 充

理事長 平野 節子

理事 上野 幸彦

理事 紺野 秀樹

理事 澤田 康広

理事 清水 洋雄

理事 杉山 和之

理事 関 幸代

理事 関 正晴

理事 中村 雄一

理事 長瀬 二三男

理事 野村 和彦
理事 林 和彦
理事 原田 久直
理事 船山 泰範
理事 古川 元晴
監事 鈴木 行広

【事務局】

運営 原田 久直
連絡 大久保 輝
会計 鈴木 行広
監査 立石 有作

【教育研究】

教育部長 平野 節子
研究部長 船山 泰範
出版部長 杉山 和之

変更及び削除

- ・平成 28 年 1 月改正：第 2 条（名称）「日本法育研究会」から「日本法育学会」に変更。
- ・平成 29 年 4 月改正：第 7 条（役員）の変更。
- ・平成 29 年 11 月：第 4 条（所在地）、第 7 条（役員）、第 8 条（役員の任務）の変更。
- ・平成 31 年 4 月：第 1 条(目的)「法育の普及」から「主体的・論理的思考力の育成」に変更。
- ・平成 31 年 4 月：第 8 条（役員の任務）3、法育の普及を追加。
- ・令和 6 年 8 月：第 1 条（目的）、第 3 条（意義）の変更。